

特定技能外国人の受入計画提出時に必要となる
会員証明書の発行に係る業務要領

(目的)

第1条 この業務要領は、一般社団法人日本空調衛生工事業協会（以下「協会」という。）における、特定技能外国人の受入れに必要な会員証明書の発行等について必要な事項を定める。

(会員証明書の発行対象)

第2条 会員証明書の発行は、定款第7条第1項第1号に規定する企業会員及び同項第2号に規定する団体会員の正会員である企業（以下「団体会員構成企業」という。）のうち、協会または団体会員に入会して2年以上経過している者を対象とする。

(会員証明書の発行手続き)

第3条 協会の会員証明書を必要とする者は、次に掲げる書類を会長に提出する。なお、団体会員構成企業は、団体会員を経由して提出する。

(企業会員の場合)

- 一 会員証明書発行依頼書（様式1）
- 二 誓約書（様式2）

(団体会員構成企業の場合)

- 一 会員証明書発行依頼書（様式3）
- 二 誓約書（様式2）
- 三 団体会員の誓約書（様式4）

- 2 会長は、審査の上、会員証明書（様式5、6）を交付し、会員証明書を交付した者（以下「受入企業」という。）を台帳（様式7）に登録する。なお、団体会員構成企業は、団体会員を経由して交付する。
- 3 会長は、受入企業が第6条の規定により受入資格を喪失したときは、前項の台帳から削除する。

(一般社団法人建設技能人材機構への受入負担金の納入)

第4条 受入企業は、一般社団法人建設技能人材機構（以下「JAC」という。）が定める受入負担金をJACに納入しなければならない。

- 2 受入負担金の納入は、協会が会員証明書の交付と併せて交付する口座振替依頼書により行う。

(認定の報告)

第5条 受入企業は、「建設特定技能受入計画」の国土交通省の認定を受けたときは、認定証の写しを添えて会長に報告（様式8）する。なお、団体会員構成企業は、団体会員を経由して提出する。

(受入資格の喪失)

第6条 受入企業は、次の場合にその資格を喪失する。

- 一 企業会員が定款第10条の規定により協会の会員資格を喪失したとき
- 二 団体会員構成企業が所属する団体会員の会員資格を喪失したとき、または、団体会員が定款第10条の規定により協会の会員資格を喪失したとき
- 三 第4条に定める受入負担金をJACが督促しても納入しないとき
- 四 その他誓約書に反する行為を行ったとき

(通知)

第7条 協会は、受入企業が前条の規定により受入資格を失ったときは、速やかに国土交通省及びJACに通知する。

(改廃等)

第8条 この要領の改廃は、理事会の承認を得て行う。

- 2 この要領に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則 この要領は、令和7年3月19日から施行する。

- 様式1 会員証明書発行依頼書（企業会員用）
- 様式2 誓約書（受入企業用）
- 様式3 会員証明書発行依頼書（団体会員構成企業用）
- 様式4 誓約書（団体会員用）
- 様式5 会員証明書（企業会員用）
- 様式6 会員証明書（団体会員構成企業用）
- 様式7 受入企業登録台帳
- 様式8 受入計画認定報告書

【会員証明書発行依頼書（企業会員用）】

年 月 日

一般社団法人 日本空調衛生工事業協会
会 長 殿

申請者（代表者）

印

会員証明書発行依頼書

国土交通省に建設特定技能受入計画の認定を申請するため、下記により会員証明書を発行願います。

記

事業者名		
所在地		
電話番号		
担当者	所 属	
	氏 名	
	電話番号	
	E-mail	

注) 本依頼書に署名押印した誓約書（様式2）を添付してください。

誓 約 書

一般社団法人 日本空調衛生工事業協会
会 長 殿

この度、建設分野に従事する特定技能外国人を受入れるに当たり、以下のことを遵守することを誓約いたします。

1. 一般社団法人建設技能人材機構の設立総会において決議された「特定技能外国人の適切かつ円滑な受入れの実現に向けた建設業界共通行動規範」を遵守すること
2. 特定技能外国人の受入れに必要な各種手続きについて責任をもって行うこと
3. 一般社団法人建設技能人材機構が定める受入負担金を誠実に納付すること
4. 貴協会が定める諸規程に基づき貴協会への報告等を誠実にを行うこと

年 月 日

事業者名

代表者役職氏名

印

特定技能外国人の適切かつ円滑な受入れの実現に向けた建設業界共通行動規範（抄）

I. 総則

1. 日本の建設業にとって有為な外国人材を特定技能外国人として確保し、現場を支える技能労働者として受け入れ、育成するため、建設業界は、一般社団法人建設技能人材機構（以下「機構」とする。）を設立し、ここで定める行動規範の遵守に一致協力する。
2. 特定技能外国人の来日準備や入国に関連して不当に高い金銭的負担を求める者、実勢水準以下の低賃金で特定技能外国人を雇い競争環境を不当に歪める者及び反社会的勢力との一切の関係を遮断する。
3. 特定技能外国人の受入れの前提として、生産性向上や国内人材確保の取組（適正な賃金水準の確保、社会保険加入徹底、長時間労働の是正、女性・若年者の就業促進等）を最大限推進する。
4. 特定技能外国人の受入れに関し、労働関係法令その他の法令を遵守するとともに、特定技能外国人との相互理解を深め、それぞれの文化や習慣を尊重し、特定技能外国人、建設産業及び地域社会の健全な発展に貢献する。

II. 受入企業（雇用者）の義務

5. 受入企業は、特定技能外国人が在留資格を適切に有していること（在留資格取得後であっても在留期間の更新を適切に行っていること等を含む。）を常時確認する。
6. 受入企業は、特定技能外国人に対し、同等の技能を有する日本人と同等の報酬を、月給制・固定給の設定などの方法によって確実に支払うとともに、技能の習熟に応じて昇給を行うことにより、技能と経験に見合った適切な処遇を確保する。
7. 受入企業は、自ら社会保険への加入義務を果たすとともに、外国人を含め、被雇用者を必要な社会保険に加入させる。
8. 受入企業は、特定技能外国人との雇用契約において、契約締結時に、当該外国人が従事する業務内容、これに対する報酬、労働時間、休暇、社会保険の加入状況その他の雇用関係に関する重要事項を母国語で説明し、かつ、書面にて契約を締結する。
9. 受入企業は、外国人であることを理由として、報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用、労災保険の適用その他の待遇について、差別的取扱いをしてはならない。
10. 受入企業は、社内及び現場において、特定技能外国人の人権を尊重し、暴力、暴言、いじめ及びハラスメントを根絶するとともに、職業選択上の自由を尊重する。
11. 受入企業は、建設キャリアアップシステムに加入し、受け入れた特定技能外国人の登録を確実なものとするとともに、技能習得や資格取得を促し、当該特定技能外国人が保有する資格、就業履歴等についての建設キャリアアップシステムへの登録を通じた適切な技能レベルへのキャリアアップをできるように努める。
12. 受入企業は、特定技能外国人が現場における指示等を的確に理解できるなど、技能レベルに合わせた日本語能力が身につけられるように配慮し、安全確保に必要な技能、知識等の向上を支援するとともに、安全の確保その他の要請に基づき元請企業が行う指導に従う。
13. 受入企業は、特定技能外国人が日本国内で安定的かつ円滑に就労し、生活できるよう、宿舍、通勤、相談等の日常生活上及び社会生活上の支援を行う。
14. 受入企業は、特定技能外国人が有する能力を有効に発揮できるよう、日常的に密接なコミュニケーションを図りながら、良好な職場環境を保ち、適切な処遇を行うとともに、他事業者が雇用している外国人に対し、直接的、間接的な手段を問わず、悪質な引抜行為を行わない。
15. 受入企業は、機構の行う共同事業の実施に要する費用を分担する。

【会員証明書発行依頼書（団体会員構成企業用）】

年 月 日

一般社団法人 日本空調衛生工事業協会
会 長

殿

申請者（団体会員構成企業代表者）

印

会員証明書発行依頼書

国土交通省に建設特定技能受入計画の認定を申請するため、下記により会員証明書を発行願います。

記

団体名	
代表者 役職氏名	
所在地	

事業者名	
代表者 役職氏名	
所在地	
電話番号	

- 入会后2年以上経過（事業者が入会后2年以上経過していることを確認の上、
□欄に団体会員担当でチェックを入れてください）

団体会員 担当者	所 属	
	氏 名	
	電話番号	
	E-mail	

受入企業 担当者	所 属	
	氏 名	
	電話番号	
	E-mail	

注1) 本依頼書に署名押印した誓約書（様式2、様式4）を添付してください。

注2) 所属する団体会員を経由して提出してください。

誓 約 書

一般社団法人 日本空調衛生工事業協会
会 長 殿

この度、下記の会員企業が建設分野に従事する特定技能外国人を受入れるに当たり、当該会員企業が誓約した内容を遵守履行するよう指導することを誓約いたします。

記

事業者名	
代表者 役職氏名	
所在地	

年 月 日

団体名

代表者役職氏名

印

様式5
【会員証明書（企業会員用）】

年 月 日

会 員 証 明 書

一般社団法人 日本空調衛生工事業協会
会 長 印

下記法人は、発行日時時点で、当協会の会員であることを証明します。

記

法 人 名

所 在 地

代 表 者 名

会 員 番 号

年 月 日

会 員 証 明 書

一般社団法人 日本空調衛生工事業協会
会 長

印

下記団体は、発行日時時点で、当協会の会員であることを証明します。
併記の法人は、当該団体に加盟していることを申し添えます。

記

団 体 名

所 在 地

代 表 者 名

会 員 番 号

【併記】

法 人 名

所 在 地

代 表 者 名

様式8
【受入計画認定報告書】

年 月 日

一般社団法人 日本空調衛生工事業協会
会 長 殿

年 月 日付けで交付を受けた会員証明書に係る建設特定技能受入計画については、添付の通り国土交通省の認定を受けたので、認定証の写しを添えて報告します。

事業者名

代表者役職氏名

【受入企業担当者】

所 属

氏 名

電話番号

E-mail

注1) 国土交通省の認定証の写しを添付してください。

注2) 団体会員構成企業の場合は、所属する団体会員を経由して提出してください。